

# 緑化に関する協議の手引き

令和8年4月1日  
浜松市緑政課

## はじめに

緑は、その都市、そこに住む人の文化のバロメーターと言われます。

また緑は、景観の向上、室内環境を改善することによる省エネルギー、ヒートアイランド現象の緩和、地下水の涵養、生物多様性の保全、二酸化炭素削減による地球温暖化防止など、公益的な機能を果たすことが期待されており、市全体で取り組むことが大切です。浜松市でも平成22年から施行している「浜松市緑の基本計画」の中で、公共施設や事業所等の緑化推進を積極的に進めています。

事業者の皆様には、緑豊かな「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を作っていくために、緑の保全と育成へのご理解とご協力をお願いします。

事業所等の緑化については「**浜松市緑の保全及び育成条例**」(昭和62年3月31日、浜松市条例第14号)に次のように定められています。

**「第19条第1項 事業者は、工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めなければならない。」**

事業者の皆様と市との緑化に関する協議は、この条例に基づいて行うものです。この緑化に関する協議は浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱に沿って進めています。

## 1. 緑化に関する協議の対象事業所について

敷地面積が1,000㎡以上(但し、都市計画区域外は2,000㎡以上)の事業所等の新設、増設等を行う場合は、緑化に関する事前協議を行ってください。

対象となる事業所等と、協議を担当する課は、次の通りです。

工場・商業施設・その他の事業所等(共同住宅を含む)

なお、次の事業については協議不要とします。

※ 戸建て専用住宅(分譲、賃貸を問わない。)、高架鉄道敷の下部分、危険物の製造所や貯蔵所又は取扱所内での事業、砂利採取や造成又は整地のみでの事業、工作物を設置せず資材置き場として利用するのみの事業

緑政課緑地保全グループ

\* 工場立地法に該当する工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業種等の工場)

⇒ 企業立地推進課

\* 適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に規定する特定施設及び適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱に規定する特定蓄電池設備

⇒ カーボンニュートラル推進事業本部

\* 風致地区内に位置する事業所等

⇒ 緑政課緑地保全グループ

\* アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に係る工場

⇒ 産業振興課

## 2. 必要書類について

① 事前協議 緑化協議書(様式1) 位置図 緑化計画平面図(緑地面積、樹木の植栽配置等を記載)

② 施工完了後 緑化完了届(様式2) 緑化計画平面図(施工完了写真の番号等を記載) 施工完了写真

\* 要綱・手引き・様式は、浜松市ホームページからダウンロードできます

ホーム>市政>都市整備>都市計画>制度>事業所等の緑化について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ryokuka/city/ryokka/index.html>

\* 問合せ先: 浜松市都市整備部緑政課 緑地保全グループ

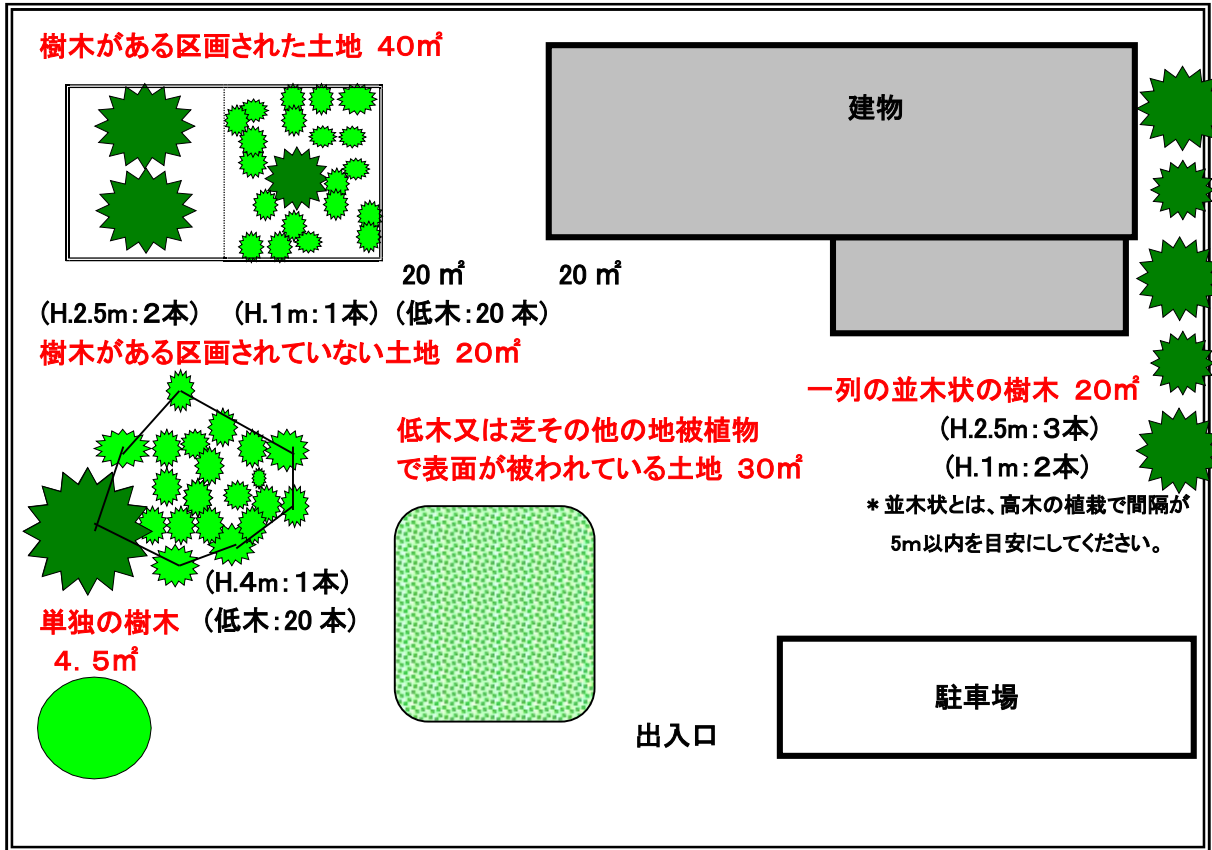
TEL:053-457-2565 FAX:050-3535-5217 E-mail:[ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

■ 参考:事業所等の緑化例

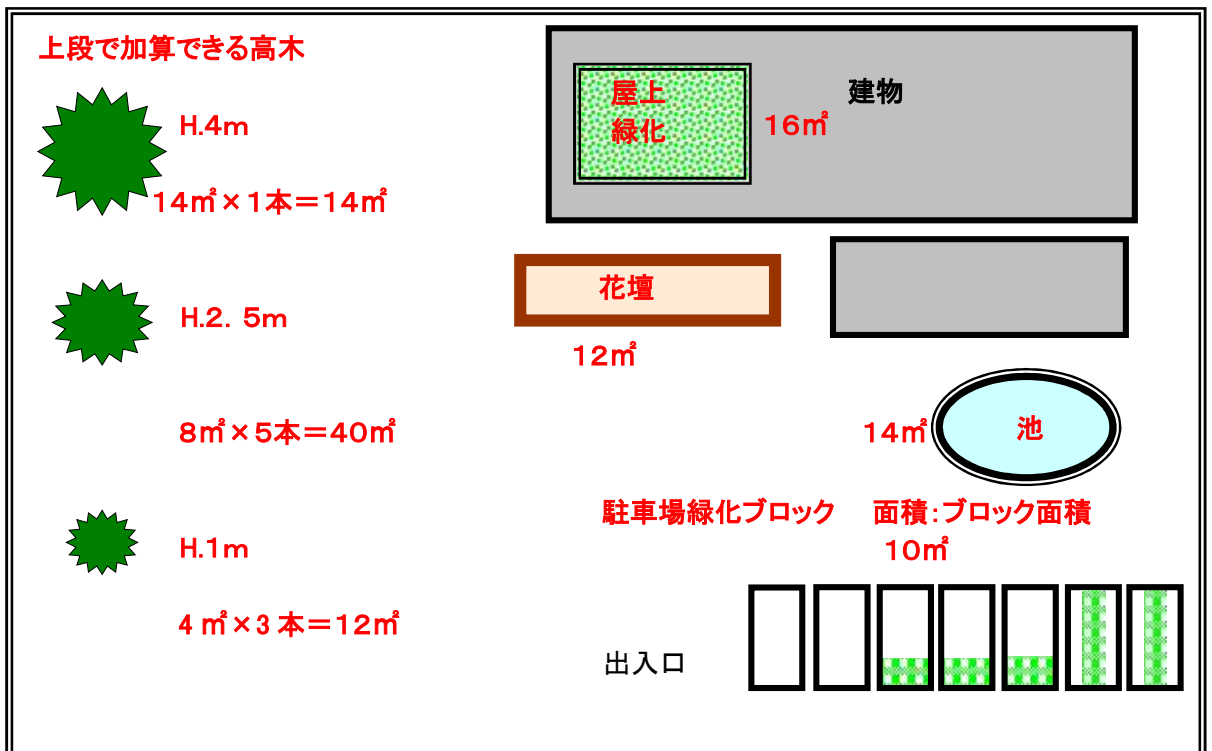
\* 商業地域 \* 敷地面積 2,000㎡

緑地面積

\* 要綱第2条中「樹木が平均的に生育する」とは、10㎡あたり高木1本以上又は20㎡あたり高木1本以上かつ低木20本以上の植栽密度を目安にしてください。



緑化換算面積



# 参考：緑化協議書の記入例

\* 左頁の緑化例による場合

様式1(第6条関係)

緑化協議書

令和 ○年 ○月 ○日

## 1. 概要

\* 面積、率の有効数字は少数点以下第一位(四捨五入)

事業者名	株式会社 ○○○○○
事業所等施工場所	浜松市○○区○○○町○○-○○-○○
事業用途(○をつける)	工場 (商業施設) ○○ ) その他の事業所等( )
設置分類(○をつける)	新設 建替 改築・改修 増設(拡張) その他( )
敷地面積	2,000.0m <sup>2</sup>

## 2. 緑地の確保基準と必要面積

区域別	用途地域別	必要となる 緑地率	該当に ○印	必要となる 緑地面積	
市街化区域	近隣商業地域、商業地域	10%以上	○	200.0m <sup>2</sup>	
	工業専用地域、工業地域	5%以上		m <sup>2</sup>	
	準工業地域	10%以上		m <sup>2</sup>	
	住居系地域	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	10%以上		m <sup>2</sup>
		2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	15%以上		m <sup>2</sup>
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	20%以上		m <sup>2</sup>	
市街化調整区域	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	10%以上		m <sup>2</sup>	
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	15%以上		m <sup>2</sup>	
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	20%以上		m <sup>2</sup>	
都市計画区域外		5%以上		m <sup>2</sup>	
アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区		5%以上		m <sup>2</sup>	

## 3. 確保できる緑地面積

緑地の定義		緑地面積	樹木の本数	
			高木	低木
第2条第1項第3号に基づく緑地	樹木が生育する区画された土地	40.0m <sup>2</sup>	3本	20本
	樹木が生育する区画されていない土地	20.0m <sup>2</sup>	1本	20本
	一列の並木状の樹木が生育する土地	20.0m <sup>2</sup>	5本	本
	単独の樹木	4.5m <sup>2</sup>	1本	本
	低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地	30.0m <sup>2</sup>		
緑地面積合計		114.5m <sup>2</sup>		
緑地率((緑地面積合計/敷地面積)×100)		5.7%		

## 4. 確保できる緑化換算面積

※上限値は、要綱第3条第3項に基づく。

樹木等の種別	緑化換算面積	実質数量	緑化換算面積計
高木(樹高4m以上)	14m <sup>2</sup> /本	1本	14.0m <sup>2</sup>
高木(樹高2.5m以上4m未満)	8m <sup>2</sup> /本	5本	40.0m <sup>2</sup>
高木(樹高1m以上2.5m未満)	4m <sup>2</sup> /本	3本	12.0m <sup>2</sup>
花壇・フラワーポット・その他	1m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	12.0m <sup>2</sup>	12.0m <sup>2</sup>
水流・池等	1m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	14.0m <sup>2</sup>	14.0m <sup>2</sup>
園路・土留・その他庭園的施設	1m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> ※
壁面緑化	1m <sup>2</sup> /m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> ※
屋上緑化	1m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	16.0m <sup>2</sup>	16.0m <sup>2</sup> ※
駐車場等の緑化ブロック	1m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	10.0m <sup>2</sup>	10.0m <sup>2</sup> ※
緑化換算面積合計			118.0m <sup>2</sup>
緑化換算面積の率((緑化換算面積合計/敷地面積)×100)			5.9%

5. 確保できる合計緑化面積と合計緑化率

合計緑化面積(緑地面積合計+緑化換算面積合計)	232.5m <sup>2</sup>
合計緑化率((合計緑化面積/敷地面積)×100)	11.6%

連絡先 氏名： ○○○○○事務所 ○○ ○ TEL ○○○—○○○○

■ 緑化に関する協議の流れについて

土地利用委員会等の審議の対象となる案件、又は、ならない案件に関らず緑化に関する協議を行ってください。土地利用委員会等の審議の対象となる場合は、土地利用事業計画書又は報告書の提出前に緑化に関する協議を終えることをお勧めします。

